

発展を目指す企業家のための経営指南役

No.544

平成21年12月7日(月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人事

新型インフル「欠勤者が出た」28% 7割以上が「冬場の影響」を心配

厚生労働省の発表によると、10月末時点で新型インフルエンザの流行拡大は人口の約2割、約2,500万人に及び恐れがあると警鐘を鳴らしている。これだけの流行となると、社員とその家族も含め、長期戦に備える対応策が不可欠になってくる。

日本経済新聞社が10月中旬、男女1,000人に「企業の対応マニュアルの有無」「職場でのインフル欠勤者はあったか」「(欠勤すると)どんな問題点が出たか」などを調査した。災害で起こる欠勤などに備えるためのマニュアルが、事業継続計画(BCP)である。これを導入している企業は57%だが、肝心の社員からの評価は、「規定が曖昧」「実態に合わない」「細かすぎる」で合わせて60%を超えている。

調査では「欠勤者が出た」のは28%で、その半分以上が「支障が出た」と答えている。その内訳は「他の社員の負担が増えた」(62%)、「仕事の進行が遅れた」(53%)、「作業が止まった」(23%)などの意見が挙げられた。「休んだ人のカバーで混乱」「連絡・情報のやりとりで混乱」は共に約20%だった。

感染がピークを迎えるとされる冬場を前に、「今より影響が出ると心配」(53%)、「かなり影響が出る恐れあり」(19%)の意見が合わせて7割を超える。社員の罹患も影響大だが、家族の一員である10代前半の子どもの増勢も懸念される。本格的な冬を迎えるにあたり、人事労務面からもBCPの見直しをすべきだろう。

税務会計

特別措置は4年間で抜本的見直し 「適用額証明書」添付を義務付け

政府税制調査会の租特PT(租税特別措置及び非課税等特別措置の見直しのための論点整理に関するプロジェクトチーム)は、「租特透明化法案(仮称)」の骨子案を税調で報告した。

骨子案によると、租税特別措置の適用を受けるとする法人に対しては、適用を受ける特別措置の内容、適用額(税額控除額、特別償却限度額、準備金や積立金の額等)等を記載した「適用額明細書」の申告書への添付を義務付ける。2011年4月1日以後終了する事業年度の納税申告書から適用する。

この適用額明細書を集計し、特別措置ごとの適用法人数、適用総額等の実態を調査することにより、租税特別措置の適用実態を透明化し、適正な見直しを促進するのが法律の目的。

地方税法関係特別措置についても、既存の統計資料(固定資産の価格等の概要調書など)を活用することによって、適用実態を把握し、地方法人二税については、法人税の適用実態調査の結果等に基づき、影響額を推計する。

特別措置の見直しは、租税特別措置法に規定された措置や特例等のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置(政策税制措置)に該当するものを対象とする。政策税制措置に該当するもの(現時点で国税241項目、地方税286項目)すべてについて、今後4年間で抜本的に見直し。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に、期限の定めがない措置を随時加えたものとする。

今週のキーワード

事業継続計画 (BCP)

災害による影響度を認識し、発生時の事業継続を確実にするために必要な対応策を策定すること、または策定した計画。その策定・運用・訓練・継続的改善の取り組みを事業継続マネジメント(BCM)という。本来の目的は、ある企業の生産中断によって、災害被災のない取引先の経済活動へ被害が及ぶことの阻止にあった。現在は、社員の欠勤などに備えるなど適用範囲を企業とその生産だけに限らなくなっている。国際規格にするための準備も進んでいる。